岩手県	0.68	1.14
宮城県	0.95	1.84
秋田県	0.68	1.14
山形県	0.68	1.14
福島県	0.74	1.49
茨城県	1.35	2.79
栃木県	0.68	1.14
群馬県	0.68	1.14
埼玉県	1.56	2.79
千葉県	2.25	3.63
東京都	2.25	3.63
神奈川県	2.25	3.63
新潟県	0.81	1.53
富山県	0.68	1.14
石川県	0.68	1.14
福井県	0.68	1.14
山梨県	0.95	1.84
長野県	0.68	1.14
岐阜県	0.81	1.53
静岡県	2.25	3.63
愛知県	1.71	2.89
三重県	1.71	2.89

大阪府	1.32	2.38
兵庫県	0.81	1.53
奈良県	0.81	1.53
和歌山県	1.71	2.89
鳥取県	0.68	1.14
島根県	0.68	1.14
岡山県	0.68	1.14
広島県	0.68	1.14
山口県	0.68	1.14
徳島県	1.35	3.19
香川県	0.95	1.84
愛媛県	1.20	2.38
高知県	1.35	3.19
福岡県	0.68	1.14
佐賀県	0.68	1.14
長崎県	0.68	1.14
熊本県	0.68	1.14
大分県	0.95	1.84
宮崎県	0.95	1.84
鹿児島県	0.68	1.14
沖縄県	0.95	1.84

ロ　特約火災保険契約に付帯する地震保険契約

構造区分／都道府県	イ構造	ロ構造
北海道	0.73	1.37
青森県	0.73	1.37
岩手県	0.62	1.03

構造区分／都道府県	イ構造	ロ構造
滋賀県	0.62	1.03
京都府	0.73	1.37
大阪府	1.19	2.15

宮城県	0.86	1.65
秋田県	0.62	1.03
山形県	0.62	1.03
福島県	0.66	1.33
茨城県	1.20	2.50
栃木県	0.62	1.03
群馬県	0.62	1.03
埼玉県	1.40	2.50
千葉県	2.03	3.27
東京都	2.03	3.27
神奈川県	2.03	3.27
新潟県	0.73	1.37
富山県	0.62	1.03
石川県	0.62	1.03
福井県	0.62	1.03
山梨県	0.86	1.65
長野県	0.62	1.03
岐阜県	0.73	1.37
静岡県	2.03	3.27
愛知県	1.54	2.60
三重県	1.54	2.60

兵庫県	0.73	1.37
奈良県	0.73	1.37
和歌山県	1.54	2.60
鳥取県	0.62	1.03
島根県	0.62	1.03
岡山県	0.62	1.03
広島県	0.62	1.03
山口県	0.62	1.03
徳島県	1.20	2.85
香川県	0.86	1.65
愛媛県	1.07	2.15
高知県	1.20	2.85
福岡県	0.62	1.03
佐賀県	0.62	1.03
長崎県	0.62	1.03
熊本県	0.62	1.03
大分県	0.86	1.65
宮崎県	0.86	1.65
鹿児島県	0.62	1.03
沖縄県	0.86	1.65

（注１）上記の基本料率は、３段階で保険数理上妥当な水準に達することを前提に算出した、１回目の改定における基本料率である。また、当該基本料率において生じる保険料収入の不足分は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（平成27年６月24日）で指摘されている「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点」を踏まえ、３段階の引上げ後に実施する改定にて回収措置を講じる。

（注２）前記３建物の構造区分がロ構造の契約のうち、平成18年９月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、イ構造の料率に1.3を乗じた料率（小数点第３位を切捨て、イ構造の料率の1.3倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が平成21年12月31日以前から継続している場合に限る。」